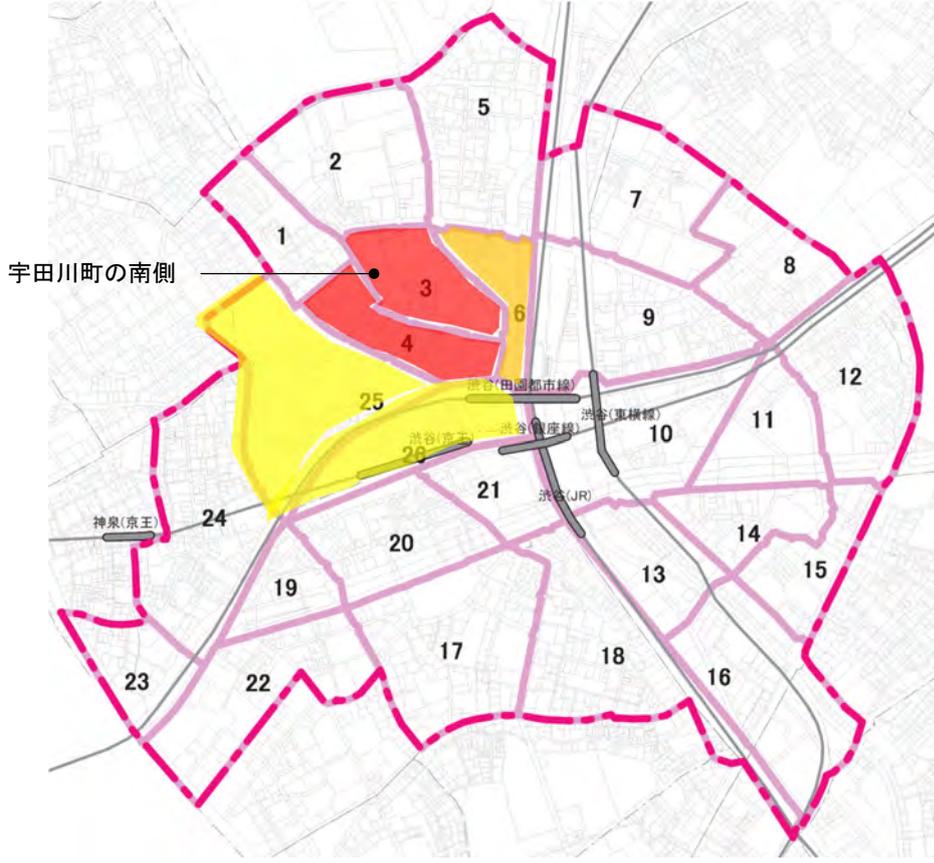
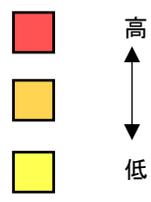


昭和 56 年以前の建物は旧耐震基準で建築されており、耐震改修されていない場合は耐震性が低い。

(渋谷区震災対策基礎調査 2017 年より)



特に一時退避者の滞在密度が高い地区を示す。



## 2 一時退避者、帰宅困難者の安全確保

### 2-1 課題

- ① 発災直後の一時退避空間が現状、将来とも不足しており、短期間での解決は困難な状況にある。
- ② 帰宅困難者支援(受入)施設が現状、将来とも不足しており、短期間での解決は困難な状況にある。特に休日は開設が困難な施設が多く、受入施設の確保が課題である。
- ③ 帰宅困難者に対応するスタッフの不足、施設内における二次災害の責任問題等が原因で、帰宅困難者支援(受入)施設が増加しない。
- ④ 歩道にはみ出した看板等が落下し、負傷者が発生するおそれがある。

### 2-2 課題に対する取組方針

#### ➤ 一時退避場所や帰宅困難者受入施設を増やす

- ① 大規模建築物を建築する事業者は「渋谷区安全・安心なまちづくりのための大規模建築物に関する条例」に基づき、帰宅困難者支援(受入)施設を確保する。
- ② 開発事業者は、在館者の一時退避場所と帰宅困難者支援(受入)施設を確保するとともに、施設外の一時的な退避場所や帰宅困難者の受入れにも努める。
- ③ 行政機関及び事業者は協働し、休日における発災でも帰宅困難者支援(受入)施設を開設できるような仕組みづくりを検討する。
- ④ 行政機関及び事業者は協働し、一時退避空間や帰宅困難者支援(受入)施設が不足するため、地域外の滞留可能な場所への誘導を検討する。
- ⑤ 渋谷区と渋谷駅周辺帰宅困難者対策協議会は協力し、帰宅困難者支援(受入)施設のマニュアルの整備、スタッフの融通等により、事業者の負担と施設内における二次災害の責任問題といったリスクを軽減し、さらなる受入施設の増加につなげる。
- ⑥ 鉄道事業者は鉄道の運行復旧業務を最優先とするが、それに支障のない範囲で駅周辺滞留者の一時的な保護に努める。
- ⑦ 2027年度末の「滞在場所のない帰宅困難者」に対する帰宅困難者支援(受入)施設での受入人数の割合の目標を最大値の65%と定める。これにより、地域内での目標受入人数は22,960人となる。

#### ➤ 退避経路の安全を確保する

- ⑧ 事業者は、建物の耐震化に努めるとともに、看板等が落下して歩行者に危害を及ぼさないように、定期的な点検と補修に努め、退避経路の安全を確保する。



### 3 安全な場所への誘導と情報提供

#### 3-1 課題

- ① 高低差のある地形に、歩行者デッキ等の重層的な空間が形成されているため、滞留者は自分の位置の把握が難しい。
- ② 駅を中心に放射状に延びる幹線道路を通過して、駅周辺に人が集まりやすい。
- ③ 滞留者を誘導する人員が不足するため、適切な避難誘導は期待できない。
- ④ 適切な誘導が行われないと、発災時の物資輸送の要となる緊急輸送道路（明治通り、青山通り、六本木通り）に滞留者がはみ出し、輸送の妨げとなるおそれがある。
- ⑤ 地域内に大型商業施設が多く、買物やイベント参加等で訪れた来街者に対する発災時の確実な情報伝達が難しい。
- ⑥ 滞留者に対して、情報を迅速かつ正確に伝えることが難しい。

#### 3-2 課題に対する取組方針

##### ➤ 避難誘導計画に基づき、役割を分担して誘導を行う

- ① 行政機関及び事業者は、あらかじめ滞留者が多数発生する場所を把握し、駅周辺への人の集中による混乱が生じないように避難誘導計画に基づき一時退避時の誘導・帰宅困難者支援（受入）施設への案内を行う。

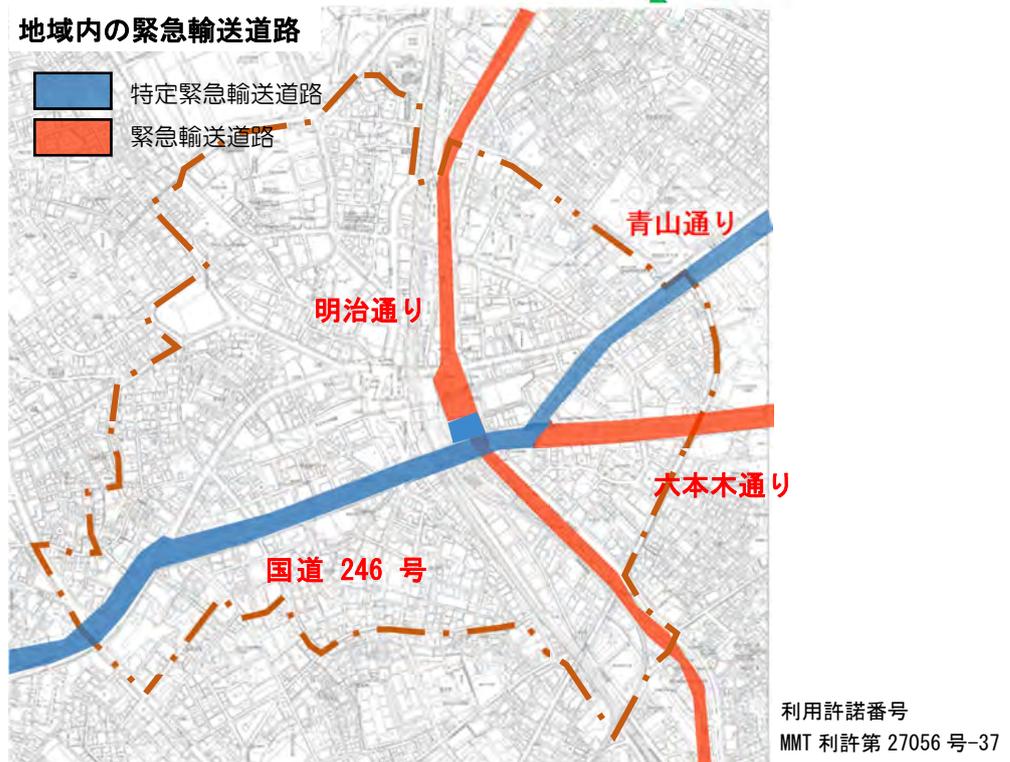
避難誘導計画をより実効性のあるものとするために検討を行う。

- ② 行政機関及び事業者は、緊急輸送道路に滞留者がはみ出し通行の妨げとならないように努める。
- ③ 渋谷区は、災害時帰宅困難者支援地図を地域内の主要な場所に設置し、来街者に情報を提供する。
- ④ 渋谷駅前エリアマネジメント協議会は、対象となる駅中心地区の開発事業者と連携し、大規模建築物の周辺に対し、発災時に適切な情報提供の仕組みづくりを検討する。
- ⑤ 鉄道事業者は鉄道の運行復旧業務を最優先とするが、それに支障のない範囲で駅周辺滞留者への誘導・情報提供に努める。

##### ➤ 発災時に関係者間で情報を提供できるツールを整備する

- ⑥ 渋谷区及び渋谷駅周辺帰宅困難者対策協議会は、駅周辺の大型ビジョンを活用し情報提供や避難誘導を行う。
- ⑦ 渋谷区は、防災ポータル、防災アプリ等を活用し、必要とされる災害情報の提供を行う。
- ⑧ 渋谷区及び事業者は、Wi-Fiアクセスポイントを設置し、防災ポータル、防災アプリ等へアクセスできる環境を整備する。

- 発災時に情報を確実に収集、共有できるツールを整備する
- ⑨ 渋谷区及び渋谷駅周辺帰宅困難者対策協議会は、ICTを活用して発災時の被害状況、一時退避者の状況、帰宅困難者の受入準備の状況等の情報の収集、共有を図る。
- 誘導、情報提供に関する定期的な啓発、訓練の実施
- ⑩ 渋谷区及び渋谷駅周辺帰宅困難者対策協議会は、訓練を定期的実施し、滞留者の誘導、情報提供の方法の習熟に努めるとともに、地域内の関係者の啓発を行う。



## 4 要配慮者・負傷者の対応

### 4-1 課題

- ①外国人、障がい者、高齢者、妊婦、乳幼児その他の配慮を必要とする人への支援体制が確立されていない。
- ②坂道や歩行者デッキへ接続するための階層移動、幹線道路の横断等、高齢者や車いす利用者にとって移動する際の負担が大きい。
- ③地域内に、応急処置やトリアージするための緊急医療救護所が一か所しかなく、場所、人員が不足する。
- ④地域内に大型医療施設がない上に、地域外へ救急車による搬送も期待できないため、重傷者の処置や搬送が困難である。
- ⑤地域内の耐震化や室内の家具転倒防止措置が十分でないため、建物の倒壊や家具の下敷きによる、負傷者が発生するおそれがある。

### 4-2 課題に対する取組方針

➤ **行政機関及び事業者は協力し、要配慮者への情報提供と支援を行う**

- ①行政機関及び事業者は、発災時に特別な支援が必要な外国人、障がい者、高齢者、妊婦、乳幼児等に対する支援体制を検討する。
- ②行政機関及び事業者は、外国人が理解できる多言語のサイン、ピクトグラム等の導入を図る。
- ③渋谷区は、配布用の防災地図や街頭に設置される帰宅困難者支援地図を多言語化する。

➤ **負傷者に対する地域内での応急対応と医療施設への搬送方法を確立する**

- ④行政機関及び事業者は、建物の耐震化、家具の転倒防止措置を図り、発災時に負傷者を出さないように努める。
- ⑤行政機関及び事業者は、負傷者の応急対応体制について検討する。
- ⑥行政機関及び事業者は、地域周辺の医療施設への搬送手段を検討する。

➤ **帰宅困難者支援(受入)施設での優先ルール**

- ⑦帰宅困難者支援(受入)施設は、要支援者を優先的に受け入れる。
- ⑧渋谷区は、帰宅困難者の受入に際して要支援者と及び付き添いの人の受入を優先することを積極的に広報し、ルールに対する社会的コンセンサスを醸成するように努める。

## 5 備蓄とライフラインの確保

### 5-1 課題

- ① 従業員用の備蓄は一定程度確保されているが、滞在場所のない帰宅困難者分の備蓄は十分に確保されていない。
- ② 電気、水道、ガス等のライフラインが途絶した場合、復旧には相当の日数を要する。

### 5-2. 課題に対する取組方針

#### ➤ 地域内に備蓄物資を必要量確保する

- ① 行政機関及び事業者は、事業所内待機に備え、食糧・飲料水・生活必需品等を必要量備蓄する。2027年度末の地域内の備蓄倉庫の総面積の整備目標を580㎡とする。
- ② 帰宅困難者支援(受入)施設の所有者または管理者は、受入れた帰宅困難者ために必要なものを、備蓄する。(食糧・飲料水・生活必需品等)

#### ➤ ライフライン途絶に備える

- ③ 事業者は、ライフラインの途絶により事業継続が困難にならないように努める。(耐震性の高い中圧ガス供給設備の導入、コージェネレーション・自家発電等による電力の確保、貯水槽の設置、緊急排水槽の設置等)
- ④ 特に人命に関わる施設(病院・介護施設等)は、非常用発電機の設置を努める。

## 6 工事中の安全確保

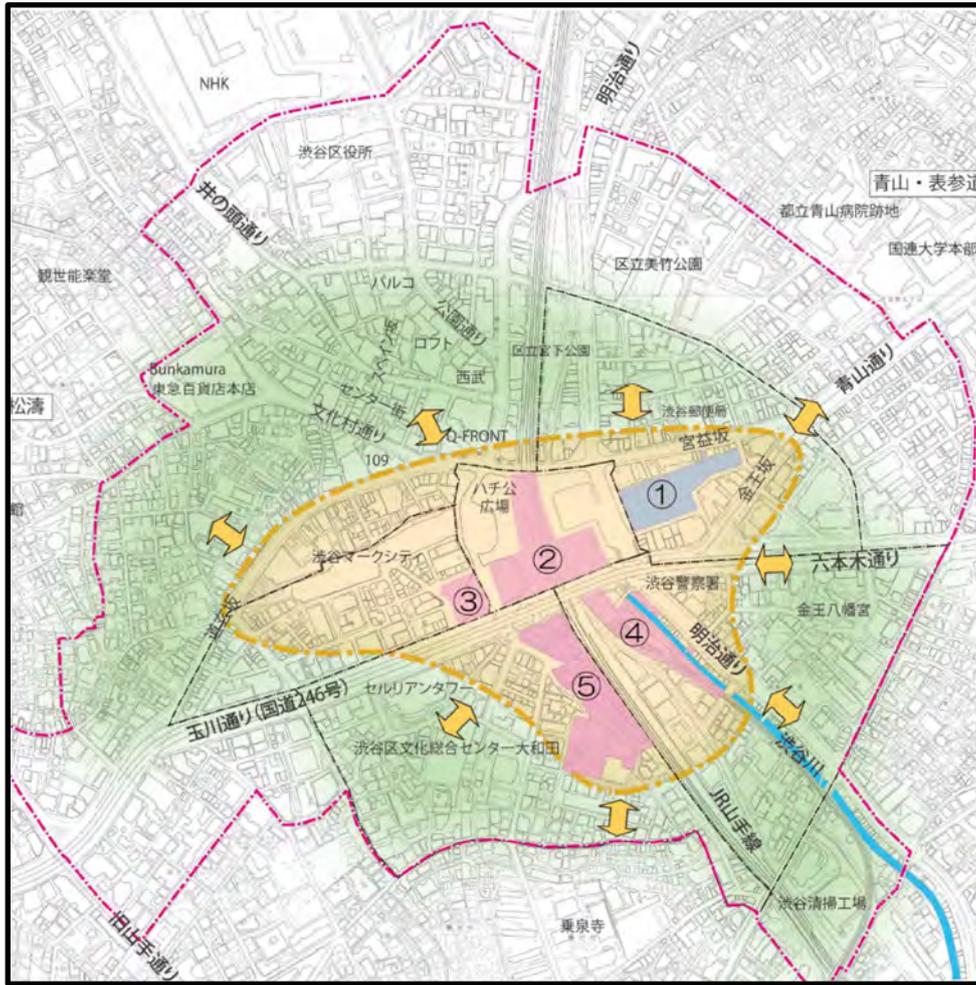
### 6-1 課題

- ① 渋谷駅中心地区の再開発に伴い、歩行者動線の付け替えや狭あい化が発生しており、退避や誘導に影響するおそれがある。
- ② 渋谷駅中心地区の工事現場間で連絡体制が確立が必要。
- ③ 渋谷駅中心地区や渋谷駅周辺地区における再開発の工事現場の仮設物やクレーン等が、発災時に周辺の安全に影響を与えるおそれがある。

### 6-2 課題に対する取組方針

#### ➤ 発災時の工事現場、現場周辺の安全を確保する

- ① 渋谷駅前エリアマネジメント協議会は、対象とする渋谷駅中心地区の開発事業者と連携し、工事期間中に関係者が連携して取り組むべき現場の防災体制のありかた、実現方法について検討を主導し施策を定めていく。
- ② 渋谷駅中心地区は、駅街区東棟（中央・西棟は着工後）、駅南街区（土地区画整理事業を含む）、道玄坂一丁目、桜丘口（着工後）の事業ごと、事業者、工事関係者、渋谷区（東京都）を登録したメーリングリストを作成する。発災時の情報連携には、本メーリングリストを使用し一斉配信を行う。※駅街区区画整理事業においては、既に確立されているメーリングリストを引き続き運用する。



渋谷駅中心地区、渋谷駅周辺地区区域図  
 出典:渋谷駅中心地区まちづくり指針H27より

## 第4章 渋谷駅周辺地域における滞在者等の安全の確保に関する事業及び事務

### 1 渋谷駅周辺地域における滞在者の安全確保に関する事業

#### (1) 滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針

(都市再生特別措置法第19条の15第2項第一号に係る計画)

第1章渋谷駅周辺地域都市再生安全確保計画について記載のとおり。

#### (2) 一時退避場所(都市再生特別措置法第19条の15第2項第二号、第三号に係る計画)

#### 事業計画

	施設名称	事業主体	図番	実施期間
1	渋谷スクランブルスクエア(一部東棟開業)	渋谷スクランブルスクエア株式会社	②	2014 ～ 2027
2	渋谷フクラス	東急不動産 SC マネジメント株式会社	③	既設
3	渋谷ストリーム	渋谷ストリーム管理組合	④	既設
4	渋谷駅桜丘口地区	渋谷駅桜丘口地区再開発組合	⑤	2016 ～ 2023
5	MIYASHITA PARK	渋谷区	⑥	既設

#### 既存施設

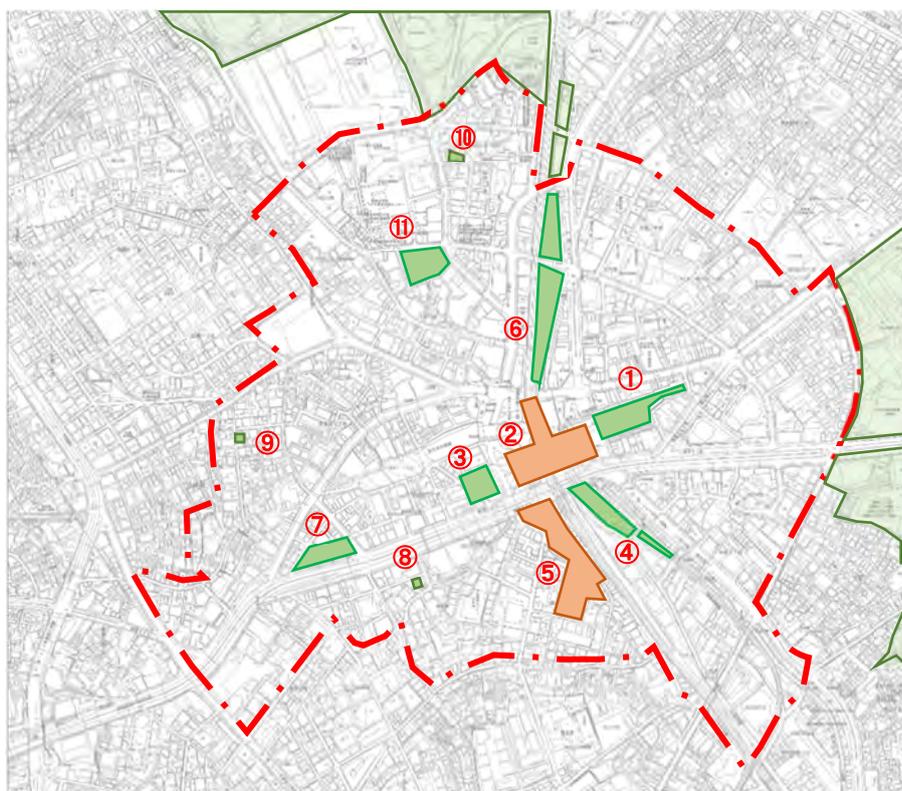
	施設名称	所有者	管理主体	図番	備考
6	桜丘公園	渋谷区	渋谷区	⑧	
7	円山児童公園	渋谷区	渋谷区	⑨	
8	北谷公園(バイク置場除く)	渋谷区	渋谷区	⑩	

(3) 帰宅困難者支援(受入)施設

(都市再生特別措置法第19条の15第2項第二号及び第三号に係る計画)

事業計画

	施設名称	事業主体	図番	実施期間
1	渋谷ヒカリエ	渋谷ヒカリエ管理組合	①	既設
2	渋谷スクランブルスクエア (一部東棟開業)	渋谷スクランブルスクエア株式会社	②	2014 ～ 2027
3	渋谷フクラス	東急不動産 SC マネジメント株式会社	③	既設
4	渋谷ストリーム	渋谷ストリーム管理組合	④	既設
5	渋谷駅桜丘口地区	渋谷駅桜丘口地区再開発組合	⑤	2016 ～ 2023
6	渋谷ソラスト	一般社団法人道玄坂121	⑦	既設
7	渋谷 パルコ・ヒューリック ビル	渋谷 パルコ・ヒューリックビル管理組合	⑪	既設



利用許諾番号：MMT 利許第 27056 号-37

※各施設によって提供できる支援内容は異なります。

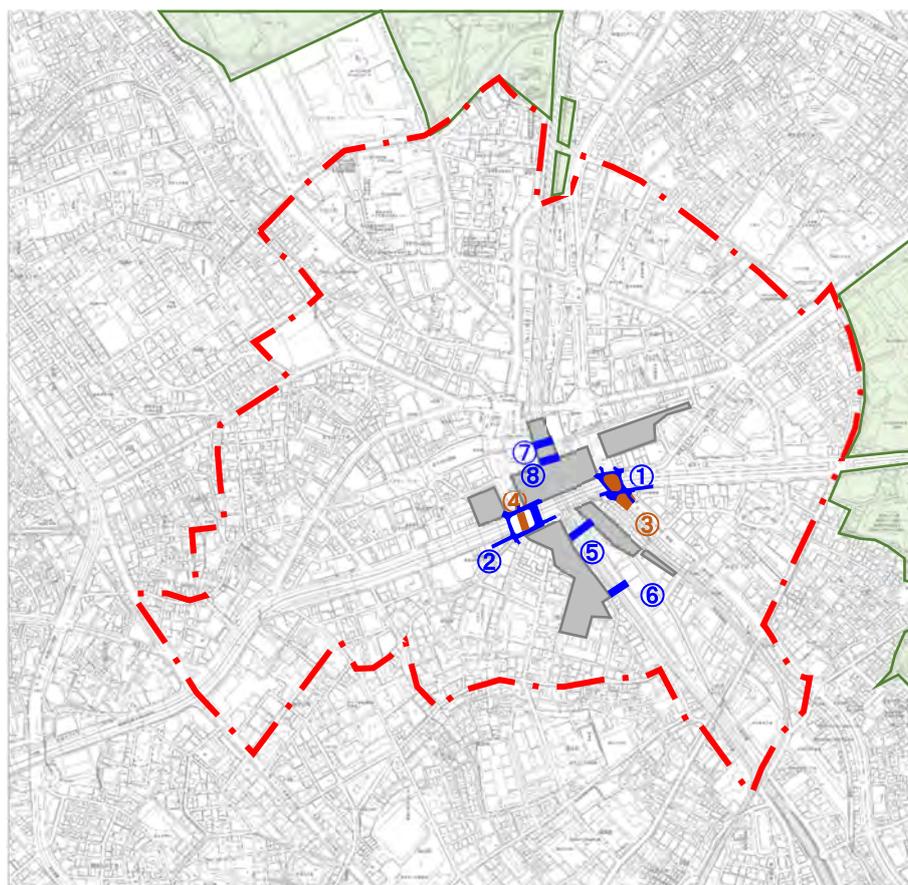
一時退避場所と帰宅困難者支援(受入)施設の配置



(4) 退避経路（都市再生特別措置法第19条の15第2項第二号及び第三号に係る計画）

事業計画

	施設名称	事業主体	図番	実施期間
1	渋谷駅東口デッキ	国土交通省	①	既設
2	渋谷駅西口デッキ	国土交通省	②	未定
3	渋谷駅東口地下歩道	国土交通省	③	既設
4	渋谷駅西口地下歩道	国土交通省	④	未定
5	南口北側自由通路	渋谷区	⑤	2016～未定
6	JR線横断通路 （南通路）	渋谷区	⑥	2010～2022
7	渋谷駅街区北側自由通路	東日本旅客鉄道株式会社	⑦	2010～2026
8	渋谷駅街区南側自由通路	東日本旅客鉄道株式会社	⑧	2010～2026



利用許諾番号：MMT 利許第 27056 号-37

■ 地上デッキ・自由通路  
■ 地下歩道

■ 都市再生緊急整備地域